

一般社団法人日本観光研究学会 研究分科会規程

(総則・目的)

第1条 一般社団法人日本観光研究学会定款1章、第5条(3)に定める調査及び研究事業のひとつとして、会員からの申請により研究分科会を設置し、本学会から研究費を補助する。研究分科会の申請、採用、成果報告、研究費補助等については、この規程の定めるところによる。

第2条 本学会研究分科会(以下、分科会)は、新しい観光研究の視座の提示、または、観光をめぐる萌芽的な活動の分析・把握、これら成果の学会員への発信・還元による観光研究の活性化を目的とする。

(研究組織)

第3条 分科会は、次のような「研究組織」が共同研究を行うものとする。

- 1 「研究組織」は「研究代表者」と「研究分担者」からなる複数名のメンバーで構成する。
- 2 「研究代表者」は1名とし、研究分科会の申請時に会費を滞納していない正会員であることを要する。
- 3 「研究組織」の3分の2以上が、申請年度までの会費を滞納していない正会員であることとする。
- 4 「研究組織」のメンバーは、他の分科会の「研究組織」を兼務してはならない。
- 5 「研究代表者」「研究分担者」の申請年度内の変更(交代、または追加や削除)は原則認めない。研究執行上、やむを得ない場合には、理由書とともに変更した申請書を提出し、学会賞等審査委員会および理事会で審査した上で、適切であれば認める。

(研究期間、研究費補助額)

第4条 分科会への研究費補助額と採用期間は次のとおりとする。

- 1 1分科会に対して、年間20万円を上限とする。
- 2 分科会の研究は年度単位で行い、採用期間は3年以内とする。

(分科会の申請と採用)

第5条 分科会で研究を行おうとする会員は、次のように申請書を提出する。

- 1 新規に分科会を実施しようとする者は、所定の「新規申請書」に必要事項を記入し、期日までに提出しなければならない。
- 2 前年度に引き続いて分科会を継続実施しようとする研究代表者は、毎年度、所定の「継続申請書」に必要事項を記入し、期日までに提出しなければならない。前年度に引き続いて分科会を継続実施しようとする場合、研究代表者の交代および研究分担者の変更は認めるが、研究期間を新規申請時より延長して申請することはできない。
- 3 同様のテーマで科研費等の研究助成に採択された場合には、継続申請は辞退する。

第6条 申請書に基づき学会賞等審査委員会および理事会で厳正かつ公平に審査し、採用する分科会を決定する。

- 1 各年度に採用する分科会は5件以内とする。
- 2 継続申請する分科会については、年度ごとに学会賞等審査委員会および理事会で成果を精査し、この評価に基づき継続の可否を厳正かつ公平に審査する。中間段階でも第2条の目的に照らして評価し、評価が低い場合には、研究期間途中の1～2年度で補助を打ち切ることがある。
- 3 採用、非採用に関わらず、審査結果はすべての分科会に連絡するが、選考理由については公表しない。
- 4 採用された分科会についても、学会賞等審査委員長は、上記審査結果に基づき指導することができる。

(分科会成果の会員への還元)

第7条 分科会は次のような活動報告や成果発表により、成果を会員に還元しなければならない。

- 1 分科会は、別途定める「研究費補助申請・成果報告等実施要領」にしたがい、『観光研究』への掲載により、活動報告を行わなければならない。その他、研究懇話会等での報告を求める場合もあり、できるだけ応じる義務を負う。
- 2 活動報告が行われない場合、執行済み研究費補助金を全額返還しなければならない。
- 3 研究成果を広く会員に提供するため、『観光研究』や『全国大会学術論文集』へ学術論文としての自発的な投稿・発表や、全国大会時のワークショップ開催等を推奨する。

(研究費補助の執行)

第8条 研究費補助は、次のとおり執行する。

- 1 研究費補助は、年度末に一括して支払う。
- 2 分科会は、研究費補助の執行にあたり、別途定める「研究費補助申請・成果報告等実施要領」にしたがい、適切に領収書等の保管・整理を行う。
- 3 「領収書」への不正が発覚した場合は、一切の研究費補助を行わず、次年度の分科会申請を認めない。

第9条 研究費補助の対象は、消耗品、図書・資料費、旅費、通信費、印刷費、人件費（アルバイト代金など）、講師等への謝礼金、会議費等であり、詳細は別途「研究費補助申請・成果報告等実施要領」に定める。

- 1 本学会総会および全国大会への参加や学術論文発表、これらの開催時に行う分科会集会への旅費は補助の対象として認めない。

(その他)

第10条 分科会での研究成果を外部に公表・公開する場合は、「日本観光研究学会研究分科会」による研究活動の成果であることを明記し、刊行物の1部を一般社団法人日本観光研究学会事務局に送付する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

2005年 7月25日 研究分科会規約決定
2016年 4月15日 研究分科会規約改定
2018年 5月16日 研究分科会規約を廃止・研究分科会規程として決定
2022年 5月14日 改定（一般社団法人化に伴う）